



総合科学の基礎C 哲学・思想の基礎

第3回

担当教員：熊坂 元大

[kumasaka@tokushima-u.ac.jp]



ホッブズの考えた自由

ホッブズの描く自然状態

- 意志通りに行為する自由を妨げる社会的規則や処罰がない
- 誰もが自分が関心を持つものの獲得を試みてよい
- 最大の関心は自己の安全を保つこと（自己保存）
- 自分の身をまもることは、基本中の基本の権利のように思われるが、ホッブズによると自己保存は権利ではない

ホッブズの描く自然状態

- 権利があるということは、**したりしなかつたりする自由を持つ**ということ
- ホッブズの理解では、人は必然的に生命を保存しようとするので権利ではない（選択の余地がない）
- 現代の**安楽死**の議論につながる論点
 - 安楽死を認めないことは生命と人権を尊重するようでいて、実は生きることを義務として強制している、と安楽死容認派は批判

ホッブズの描く自然状態

- 自己保存の権利はないが、自己保存のために人びとはあらゆることを行うことができる（**自然権**、つまり自然状態のなかでしたいことをする権利がある）
- 自然権を行使して、自己利益を最大限追求する人びとの集団にあっては、利害の衝突ゆえに**万人の万人に対する闘争**が常に存在することに

ホッブズの描く自然状態

- 闘争の場である自然状態では、有力な他者は自己にとっての潜在的脅威なので、直接的な利害対立がなくても、常に足を引っ張り合う
- この状況では、知識の蓄積・文化の発展などの余地があるはずもなく、暴力と死の危険にさらされ続けることに
- 自然権（何をしても良い自由）があるのに、実際にできることは極端に限定された不自由な状態に置かれる

ホッブズの描く自然状態

- 死への恐怖、快適な生活への意欲が、人々に**社会契約**を結ばせ、絶対的保護者である**国家**（聖書に登場する怪物**リヴァイアサン**に喩えられる）を誕生させる
- 王権神授説のように神に頼ることなく、**国家成立**を論じたことで、**無神論者**として攻撃されることに

ホッブズの描く社会

- 国家の統治下では、法により「してはいけないこと (must not) 」が定められ、自由が減るように見える
- しかし実は安全保障が成されることで、自然状態に比べて、「できないこと (can not) 」が減り、実質的自由（「できること (can) 」）は増大する

ホッブズの社会契約

- 同意によるものであれ、征服によるものであれ、人々が国家の一員になるとき、**自然権**を放棄する
- ただし自然状態で持っていた自由の全てを放棄するわけではないし、放棄することはできない。なぜか？
- **人の行為の根本的動機は自己保存**だから

ホッブズの社会契約

- 自らの身を危険に晒すような命令を拒否する権利を個人は有する（徴兵拒否、刑罰への抵抗など）
- ただし、当人や重大な利害を共有する数人の人々以外は、国家の命令に従い他の人々を国家に従わせる義務があるので、国家の主権は安定的に保たれる
- その他の自由は法の沈黙に依存（脱法的）



ロックの考える自由

ジョン・ロック (1588-1679)

- イギリス経験論の代表的思想家
- 心を「**タブラ・ラサ (白板)**」にたとえ、一切の観念は経験に由来すると考えた
- フィルマーらの王権神授説に反対、のちの市民革命の理論的土台となる自由主義思想を展開

ジョン・ロック (1588-1679)

- 「ロックの時代には、精神はあらゆる種類のことを先天的に知っていると考えられていたのものであり、ロックが、知識は全く知覚に依存していると唱えたことは革新的な新説であった」（B・ラッセル）
- **生得観念**の考えは古代ギリシャまで遡るもので、プラトンの著作『メノン』で、ソクラテスが奴隷に幾何学の正しい答えを「**想起**」させている

フィルマーの主張

- 人は生まれながらにして自由だという思想は誤り
- 人は生まれた時から親に従う
- 王権は神がアダムに与えた権利に由来するもので、子が親に従うように、臣民が王に従うのは当然

フィルマーの主張

- 自由主義は身勝手な行為を招くので、社会を不安定にする
- 社会契約の動機がない
(ホッブズ問題)

ロックの考える理性・欲求・自由

- 自由主義者として、ホッブズのように権力者の側に立つのではない議論を提示しつつ、フィルマーの批判に対しては、自由主義が安定した社会の土台となることを主張する必要があった

ロックの考える理性・欲求・自由

- 自由主義者として、ホッブズのように権力者の側に立つのではない議論を提示しつつ、フィルマーの批判に対しては、自由主義が安定した社会の土台となることを主張する必要があった
- そのための基本となる考えは
 - 1) 人間は理性に従って行動する
 - 2) 人間は神の被造物として平等

ロッキの考える理性・欲求・自由

- ロゴスは人間（神の被造物）がもつ知的能力であると同時に、神が創造した世界に存在する普遍的法則
- 人が社会のなかでどう生きるべきかという道徳は、生まれながら持っているものではなく（タブラ・ラサの考え）、理性を通じ世界の在り方から発見されるものだからこそ普遍性を持つ
- 神が王に権利を与えたという主張は、理性にもとづく合理的な批判に応答できない（普遍性がない）

ロックの考える理性・欲求・自由

- ホブズは、基本的に人の意志を欲求と同一視（食欲→食べ物獲得を意志する）
- ロックは欲求の充足が善であることを認めつつも、人は手当り次第に欲求を満たそうとするのではないと指摘
- 各自が持つ幸福の概念と一致する欲望を、人は満たそうとする（人は第一に幸福を追求する）

ロックの考える理性・欲求・自由

- 欲望について検討して決定・行動することは、自由を終わらせるのではなく、**自由の目的・行使**
- 自由が最終目的ではなく、自由に幸福を追及することが目的。幸福になるために行動できることを自由という
- 法を、安全のために個人の欲望を制限するものとして（のみ）理解するのではなく、より善い生活へと人々を向かわせるためのものとして理解

ホッブズとロックの比較

ホッブズ

- 自然状態は闘争状態
- 理性が闘争状態を抜け出し国家を作るという道筋を示す
- 国家が安定の基盤であり、その命令には自分の安全が脅かされない限り服従

ロック

- 自然状態にも秩序がある
- 理性が互いの権利を尊重する自然法を発見する
- 国家は自然法が侵犯されたときの処罰など、補助的な役割を持つ
- 国家が正しく機能しなければ抵抗する権利がある

ホッブズとロックの比較

ホッブズ

- 欲求の対象は限定的で、それを奪い合う事態に陥るのは、自然状態では避けがたい

ロック

- 自然の有限性には無頓着
- 他人に十分残されている限り、自分で労働して獲得したものは全て自分のもの（『統治論』第2篇第27節）
- **リバタリアニズム**（規制を嫌う極端な自由主義）は、上記のロックの言葉を支持

ホッブズとロックの比較

- ロックの考える自然状態は、ホッブズほど殺伐とはしていないが、それでもやはり不安定
- 社会契約によって、自身や他者の保護、違反者の処罰を政府に任せることで、安定した社会に
- 経済的自由は損なわれるが、政治的幸福を見出す

※リバタリアニズムとの微妙な関係（リバタリアニズムでは、売春も脅迫も容認するくらい極端な主張も）

ホッブズとロックの比較

- ロックの考える社会契約では、人は自己保存に関わる自由・権利を政府に譲渡（ホッブズと対照的）
- 精神的な自由（とくにロックの時代に問題だったのは信仰）は個人のもとにとどまる
- とはいえロックの政治哲学において一神教的信仰は不可欠な要素の一つ（神の被造物として平等）

「無神論者は政治社会の構成員になれない」

自由について考えるときの一つの道が、ここまでホッブズとロックの思想を参照してきたような（そしてソクラテスの時代にはなかった近代以降の思考方法としての）
権利論

この権利論と並んで重要なのが、今回および次回の講義で学ぶ功利主義
今回はベンサムを学び、次回は「寛容」の問題につなげていく



功利主義と権利論

功利主義（Utilitarianism）とは

- ある行為や規則は、それが社会全体にもたらす功利（utility）の増減によって評価されるという思想
- 善悪や価値を数値化する議論と親和的で、政策論と結びつけやすい
- 「功利」という言葉が、利己主義や利益重視といった姿勢を連想させるため、公益主義・大福主義・公利主義などの訳語も提唱されているが、いまだ浸透せず

ジェレミー・ベンサム (1748-1832)

- 功利主義的な思想は古代ギリシャの文献にも登場するが、それを体系化したのが**ベンサム**

(プラトンが『国家』のなかで、ギュゲスの指輪の逸話を取り上げて批判対象としている)

ジェレミー・ベンサム (1748-1832)

- 普通選挙を提唱
- パノプティコン (全展望監視型刑務所) を考案
- 自身の遺体を剥製にして展示するよう指示
- international, maximize, minimizeなども造語

パノプティコン

- 効率良く受刑者を監視できる刑務所
- 常に監視状態におかれることで道徳規範・労働規範が身に付く
- 社会全体の幸福の総量増加につながる

ベンサム思想

「自然は人類を苦痛と快楽という、二人の主権者の支配のもとにおいてきた。我々が何をしなければいけないかということを示し、また我々が何をやるだろうかということを決めるのは、ただ苦痛と快楽だけである。一方においては善悪の基準が、他方においては原因と結果の連鎖が、この二つの王座につながっている」

- 人間についての事実認識と道徳原理の両方を、苦痛と快楽で説明

ベンサム思想

- 1) 人は**快楽を追求し苦痛を避ける**という法則に従う
- 2) 快楽を増進するもの、苦痛を除去するものは人に幸福をもたらすがゆえに善であり、より多く幸福を増大するものはより善い

1 の事実認識から 2 の道徳原理が導き出される

「最大多数の最大幸福」

ベンサム思想

- 実はベンサムは「最大多数の最大幸福」という言葉を、あまり使っていない（後年、ただの「最大幸福」）
- 最大多数をいう言い方をすることで、多数派重視・少数派の幸福を無視するかのような誤解を招くため
- 彼の考える社会や全体は、個人の集合であり、最大幸福も、個人の幸福の総和を最大にするという意味
- ベンサムは個人の自由を尊重する思想の持ち主であり、同性愛者のような少数派の幸福も重視

最大幸福

- 自分の理念に従い幸福な余生を放棄したソクラテスの思想、道徳的義務を重んじるカント倫理学とは対照的
- 事実（～である）から当為（～すべき／すべきでない）は導き出せないという倫理学の基本的な考え [ヒュームの法則] が正しいければ、最大多数の最大幸福は道徳原理として成り立たないことに

幸福計算が考慮するもの

1) 強度

2) 持続性

平等主義

3) 確実性

4) 時間的近接性

「各人は一人として数えられるべきであって、何人もそれ以上に数えられてはならない」

5) 多産性

6) 純粋性

7) 範囲

功利増大のためには

- ベンサムによれば生存・安全・豊富・平等が重要であり、とくに生存と安全が大事
- 生存（subsistence、生活、生計の訳語も）は個人が各自で自由に取り組み、政府・法は個人が生存に取り組むために安全を整える

個人と社会

- 人は快楽を追求し、苦痛を避けるという法則に従う
- 人は何よりもまず自分の利害を気にする
- より多くの人々の幸福を増大するものはより善い
- 個人の利害と社会の利害はどのように一致するのか？

個人と社会

- 「自分の利害 > 義務」というベンサムの間人理解をふまえると、社会の利害と一致した行動を、個人が常に、純粹な道德心から行うことは期待できない
- **制裁**によって個人を社会の利益へと向かわせる

個人と社会

- 1) 物理的制裁 行為の帰結としての快苦
- 2) 政治的制裁 法・政令が快苦へ及ぼす影響
- 3) 道徳的制裁 他の人びとの反応が及ぼす影響
- 4) 宗教的制裁 神からの賞罰の予測

個人と社会

- 人間は利己的ではあるが知性を備えているので、道徳の代わりに合理性が機能するはず
- 誠実・親善・慈愛・共感といった感情は、道徳的感性というよりは、知性の計算の産物として始まり、それが習性化して無意識の一部となったもの。
- 教育が習性化の手助けをする（パノプティコン的発想）

個人と社会

- ベンサムは人間の合理性に高い信頼を置いていた
- 個人の自由が反社会的になるのは、制裁がうまく機能していなかったり、教育がうまくいかなかったりして、計算に狂いが生じたから
- 貧困層への教育普及などに熱心
- 男子普通選挙を主張し、選挙権の条件に識字能力を挙げる

ベンサムの自然権思想への反感

- 「自然権はまったくのたわごとである。自然のそして無制限の権利とは言葉のうえのたわごとであり、大言壮語のたわごとである」
- 「政府がなければ、その結果権利もない。権利がなければその結果財産もない、法的安全もなく、法的自由もない」

ベンサムの自然権思想への反感

- ベンサムは自然権思想に反感を持つあまり、深く理解しようとせず、誤解していたふしがある
- 現実問題として、政府がなければ権利は保障されない
- しかし自然権思想は、社会がどうあるべきかを個人の権利にもとづいて論じるもの
- 現実に権利が保障されているかいないかに関わらず、**保障されるべき権利**があるというのが自然権思想

ベンサム功利主義への反感

- ベンサムは自然権思想に反発したが、功利主義に対しても「豚の哲学」「低級」「通俗」といった反感を含めた評価が
- マルクスもベンサムを「大俗物」と呼ぶ
- 現代の倫理学でも、自然権にもとづく権利論（義務論・直観主義）と功利主義は対立する思想であるかのように扱われがち

なぜ功利主義だけが「低級」扱い？

- 個人の権利を、原則として不可侵のものとする権利論と、社会全体の功利を優先させようとする功利主義は、対立関係にあるように見える
- しかし、功利主義が快楽と苦痛、安全と生存を決定的に重要と見なしているのと同様に、実は自然権思想も生存本能や幸福追求を基礎に置く
- つまり、**どちらも経験的事実、身体的要素**を重視にしているという点では同じ

なぜ功利主義だけが「低級」扱い？

- 自然権思想は権利が不可侵である根拠として経験と並んで「神」や「神聖性」、「絶対性」といった経験を超えたもの、形而上学的観念を必要とした（ホッブズは例外的）
- それに対して功利主義の原理は徹底的に経験主義
- 近代人は事実認識については自然科学的な経験主義を求める
- その一方で、道徳および道徳的存在としての人間については、「人権は絶対的」「人間は機械と違って心がある」という具合に、経験を通じて実証されることのない形而上学的な観念を受け入れており、一貫していないとも言える